

(平成19年2月22日文化市民局長決定)

京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱を廃止する要綱

京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による廃止前の京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱（以下「廃止前の要綱」という。）第6条の規定により就学奨励金の貸与の決定を受けた者及び廃止前の要綱第5条第1項の規定によりその者が立てた保証人については、廃止前の要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。